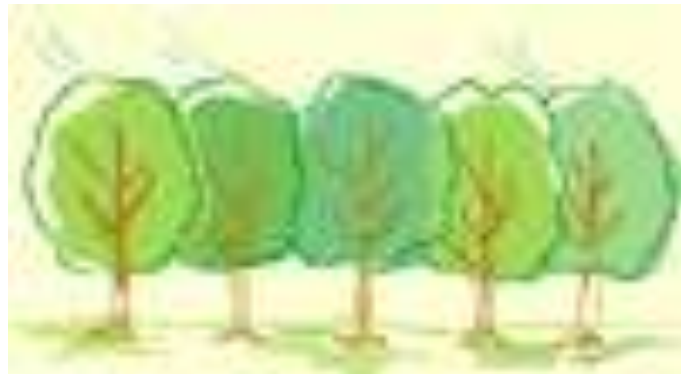


していとくていそうだんしえん
「指定特定相談支援」

していしょうがいじそうだんしえん
「指定障害児相談支援」

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書



きょうとちょうかくげんごしょうがいしゃふくしきょうかい
京都聴覚言語障害者福祉協会

ちょうかくしょうがいしゃせいかつしえんせんたー
聴覚障害者生活支援センター「はーもにー」

「指定特定相談支援」及び「指定障害児相談支援」重要事項 説明書

この重要事項説明書は、城陽市聴覚障害者生活支援センターと指定特定相談支援及び指定障害児相談支援サービスに関する利用の契約を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 聴覚障害者生活支援センター「はーもにー」では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援サービス及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援サービスを提供します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 営業時間
5. 職員の体制
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービスの利用に関する留意事項
8. 個人情報利用目的
9. 利用者の記録や情報の管理・開示について
10. 苦情などの受付について

ちょうかくしょうがいしやせいかつしえん

聴覚障害者生活支援センター「はーもにー」

当事業所は相談支援の指定を受けています。

(城陽市指定 第2632800039号)

(城陽市指定 第2672800055号)

1. 事業者

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん きょうとちようかくげん ごしょうがいしゃふくしきょうかい 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
しょうざいち 所在地	きょうとふじようようしてらはやしのくち ばん 京都府城陽市寺田林ノ口11番64
でんわばんごう 電話番号	0774-30-9000
ファックス番号 ばんごう	0774-55-7708
せつりつねんげつ 設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和53年 6月 1日

2. 事業所の概要

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	とくていしていそうだんしえんじぎょうしょ していしょうがいじそうだんしえん 特定指定相談支援事業所・指定障害児相談支援
じぎょう もくてき 事業の目的	りようしゃおよびしょうがいじ ほごしゃ いしおよ じんかく そんちよう りようしゃなど 利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の たち ば た てきせつ そうだんしえん ていきよう かくほ 立場に立った適切な相談支援の提供を確保する。
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	ちようかくしょうがいしゃせいかつしえん せん た い 聴覚障害者生活支援センター「は一もにい」
じぎょうしょ しょうざいち 事業所の所在地	じようようしびわしやうなかおくだ 城陽市枇杷庄中奥田49
でんわばんごう 電話番号	0774-55-5981
ファックス番号 ばんごう	0774-55-5982
かんりしやしめい 管理者氏名	いぬい えり 乾 恵梨
かいせつねんげつ 開設年月	へいせい ねん がつ にち 平成14年4月1日

3. 事業実施地域

きょうとふ じようようし くみやまちょう いでちょう 京都府 城陽市 久御山町 井手町
--

4. 営業時間

えいぎようび 営業日	げつ きんようび 月～金曜日 ただし、こくみん しゅくじつ きゅうじつ がつ にち がつ にちおひ ただし、国民の祝日・休日、12月29日から12月31日及び がつ か がつ か のぞ 1月2日から1月3日を除く。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ごご じ 午前9時00分～午後5時00分まで
サービス提供時間帯 ていきようじかんだい	げつ きんようび ごぜん じ ごご じ 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分まで

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤 換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1名		1.5名	1名	
2. 相談支援専門員	2名	3名			日常生活全般に関する相談 サービス利用計画作成及び モニタリング等

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

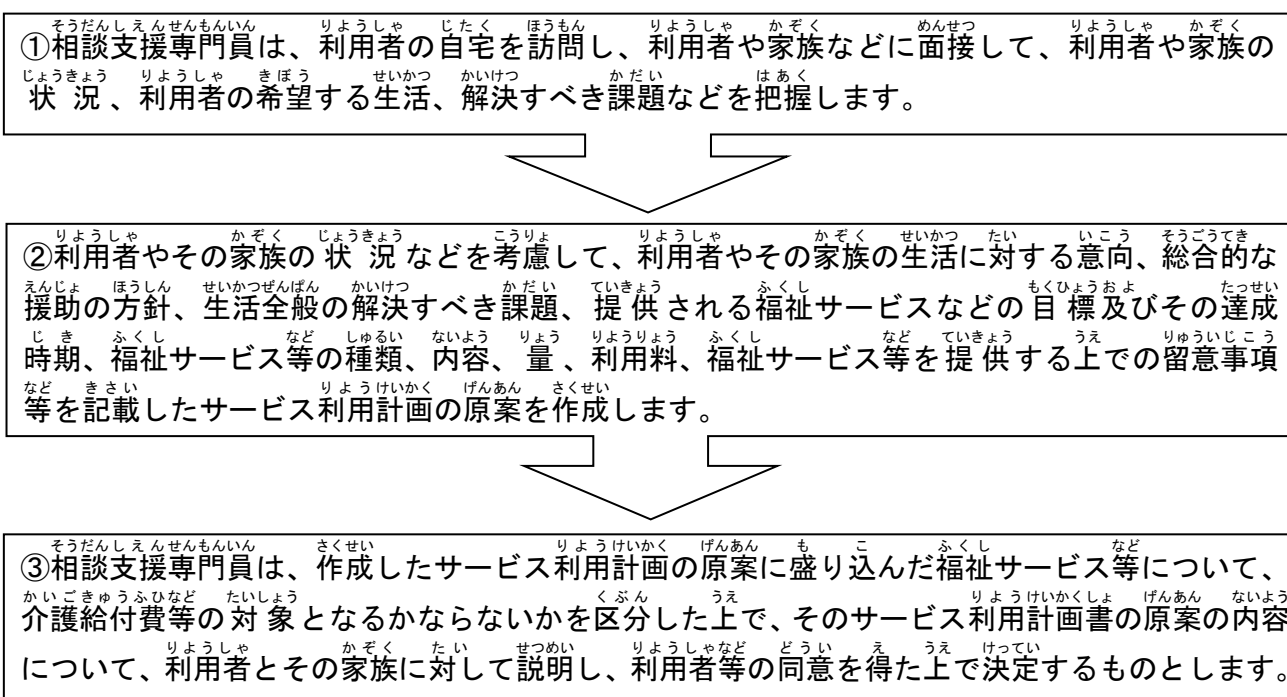
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）サービス内容（第3条～6条参照）

①サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

＜サービス利用計画の作成の流れ＞



②サービス利用計画作成後のサービスの提供

- ・ 利用者とその家族等と、定められた頻度で面接し、経過を把握します。
- ・ サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービスの事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 指定障害者福祉サービス等の利用者負担額の合計額を毎月算定し、利用者とその障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新等に必要な援助を行います。

③サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者が自宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院や入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他のサービスの提供を行います。

(2) 利用料金 (第7条参照)

①サービス利用料金

指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し交通費の実費をいただきます。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者やその家族などに対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 個人情報 の利用目的（契約書第9条3項参照）

本事業所は、利用者及びその家族等、または関係機関からいただく個人情報の利用の目的は、次のとおりです。この中で同意しがたい事項がある場合には、お申し出ください。この申し出は、後からいつでも撤回・変更等を行うことができます。

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことはしません。

- ・ サービスを提供するために必要な場合。
- ・ サービス計画等の作成および変更に必要な場合。
- ・ サービス担当者会議や他の関係機関との情報交換および連絡調整のため必要な場合。
- ・ 関係機関からの照会への回答に必要な場合。
- ・ 会計・経理などの事務に必要な場合。
- ・ 利用者の容態の変化により、ご親族、医療機関および行政機関等に緊急連絡を要する場合。
- ・ 行政機関の指導または調査を受ける場合。
- ・ 苦情や事故の対応のために必要な場合。
- ・ 実習生への協力のために必要な場合。
- ・ サービスの質の向上のための事例検討や勉強会に必要な場合。
- ・ 審査支払い機関への請求事務に必要な場合。
- ・ サービスや業務の維持改善のための基礎資料として必要な場合。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

＊ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- （1） サービス利用計画
- （2） アセスメントの記録
- （3） サービス担当者会議などの記録
- （4） モニタリング結果の記録
- （5） 利用者の障害の状態と給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- （6） 利用者からの苦情の内容などの記録
- （7） 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

10. 苦情などの受付について（契約書第15条参照）

（1）当事業所における苦情の受付やサービス利用などのご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求を受け付けます。

○苦情受付担当者 管理者 乾 恵梨

（電 話 0774-30-9000
ファックス 0774-55-7708）

○受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00

○苦情解決責任者 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

京都府聴覚言語障害センター 南部市町村支援部 部長 長山 綾

（電 話 0774-30-9000
ファックス 0774-55-7708）

○受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00

（2）その他

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情や意見は「第三者委員」に相談することもできます。

○第三者委員 小出 新一

（電 話 075-873-2646
ファックス 075-873-2647）

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

○相談・苦情窓口 城陽市障害福祉課

（電 話 0774-56-4033
ファックス 0774-22-7117）

○受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00

ねん がつ にち
年 月 日

していとくていそだんしえん していしょうがいじそだんしえん ていきょう かいし さい ほんしよめん
指定特定相談支援サービス・指定障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面
もと じゅうようじこう せつめい おこな
に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしょ
事業所

＜事業所名＞ 聴覚障害者生活支援センター「はーもにー」

＜住所＞ 京都府城陽市枇杷庄中奥田49-1

＜説明者職氏名＞ 印

わたくし ほんしよめん もと じぎょうしょ じゅうようじこう せつめい う していとくていそだんしえん
私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援サービ
していしょうがいじそだんしえん ていきょうかいし どうい
ス・指定障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。

りようしや
利用者

＜住所＞

＜氏名＞

だいにん
代理人

＜住所＞

＜氏名＞

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第173号（平成18年9月29日）第5条の規定に基づき、利用

もうしこみしやまた かぞく じゅうようじこうせつめい さくせい
申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。